

司法書士

合格に必須な独学力の鍛え方
～受動的にならない講座の利用法～

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 228153

SU22815

合格に必須な独学力の鍛え方

～受動的にならない講座の利用法～

LEC 専任講師 森山和正

講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。著書「ケータイ司法書士」は、累計17万部を超え、受験生の必読書となっている。

著書

「ケータイ司法書士 I～VI」

「森山和正の司法書士 Vマジック」

「司法書士合格六法」(以上三省堂)

「司法書士試験解法テクニック 50」

「司法書士暗記の力技 100」

「司法書士試験すぐに結果が出る勉強メソッド 55 (共著)」(以上中央経済社)

をはじめ著書多数。

1. 令和4年度本試験の分析

< 午前の部 >

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4
AA ランク 80%以上	14	19	16	16	16	13	17	19	23
A ランク 60%以上	8	14	10	8	10	13	9	12	9
B ランク 40%以上	8	1	5	7	8	7	9	4	2
C ランク 30%以上	4	1	0	3	1	1	0	0	1
D ランク 29%以下	1	0	4	1	0	1	0	0	0
基準点	26	30	25	25	26	25	25	27	?

< 午後の部 >

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4
AA ランク 80%以上	9	8	9	5	10	6	10	4	6
A ランク 60%以上	16	14	15	24	18	14	12	15	23
B ランク 40%以上	7	7	9	3	3	8	9	14	4
C ランク 30%以上	1	3	1	3	3	2	2	0	1
D ランク 29%以下	2	3	1	0	1	5	2	2	1
基準点	24	24	24	24	24	22	24	22	?

2. 「合格する」ということの意味

R3 のデータ

基準点

午前の部 81 点 (27 問)

午後の部 66 点 (22 問)

記述式 34.0 点

基準点合計 181.0 点

合格点 208.5 点

合格点と基準点の差 27.5 点

出願者数 14、983 人

受験者 11、925 人

基準点突破者数

午前の部 3、509 人

午後の部 2、515 人

択一両方 2、082 人

記述式 1、113 人

合格者数 613 人

3. 本試験が要求するもの

(1) 総論

- ①法律の知識（正確な知識）
- ②解答力（得点力）

①⇒インプット

②⇒アウトプット

(2) 確実な合格のための目標

目標は確実合格することのできる得点
択一で上乗せ点をカバーする

4. 具体的学習法

(1) インプットから始める

- ・インプットなくしてアウトプットなし
- ・アウトプット中心の弊害

①網羅性がない

②体系性がない

③丸暗記に陥る

- ・年内にインプット先行

(2) インプットの際に気を付けること

- ・広く学習する
- ・理由付け
- ・理解をする
- ・思い出せるようにする
- ・試験に出る形で記憶する

(3) インプットにおける科目別のポイント

憲法	①条文（統治を中心に） ②判例（結論だけでなく審査基準などの理論も） ③学説の理論
民法	①条文 ②判例 ③出題実績の少ない分野も軽視できない
刑法	①条文（構成要件など） ②判例（過去問論点为中心） ③過去問が重要
会社法・商法	①条文（改正点も） ②会社法は平成18年度以降の過去問、商法分野は古い過去問も
民訴・民執・ 民保・供託	①条文 ②判例 ③過去問が重要
司法書士法	条文（過去問中心）
不動産登記法	①条文・先例（過去問中心） ②総論分野も手を抜かない
商業登記法	①条文・先例 ②株式会社以外の分野も手を抜かない ・持分会社 ・一般法人 ・総論分野 ・個人商人等

(3) アウトプット

- ・過去問
- ・答練模試

(4) 過去問の使用法

- ・はじめは読み物（ある意味インプット教材）
- ・解かないで読む
- ・解説は読まない
- ・テキストに戻る
- ・キーワード・論理を押さえる（事例へのあてはめ力の養成）
- ・年明けは解答力の養成も

(5) 模試・答練の使用法

- ・解答力を鍛える
- ①選択肢の読み方
 - ②時間配分の練習
 - ③難問が出題されたときの対処法
 - ・ペースメーカーにする
 - ①予習型
 - ②復習型

(6) 記述式問題を解けるようにするために

- ・分析
- ①どうして記述式で点数がとれないのか
 - ②そもそも記述式が苦手なのか
-
- ・対策
- ①基礎知識の充実→問われているのは基本的な知識
 - ②ひな形を確実に
 - ③解法の習得→演習

5. 改正点ワンポイント講義

(1) 令和5年度の試験から出題範囲となる会社法改正

- ①株主総会資料の電子提供制度
- ②支店所在地における登記の廃止

(2) 株主総会資料の電子提供制度

①意義

株主総会資料の電子提供制度は、取締役が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載するなどして通知した場合に、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、取締役は株主総会の資料を適法に提供したものとする制度である。

②制度を採用できる会社

株式会社は、電子提供措置を採用することができる。公開会社か非公開会社かに関係なく、当該措置を採用できるということである。

③定款の定め

株主総会資料の電子提供措置を採用するには、その旨を定款に定めなければならない(325条の2)。

④登記

株主総会資料の電子提供措置を採用する旨の定款の定めは登記事項となる。ウェブページのアドレスは、登記事項とならない。

※ 電子公告を会社の公告方法とする場合や、貸借対照表の電磁的公示の措置をとる場合は、ウェブページのアドレスが登記事項となることと比較しよう。

⑤電子提供義務

株主総会資料の電子提供措置を採用する旨の定款の定めがある会社が、①取締役会設置会社、又は②書面・電磁的方法での議決権行使を認めた会社である場合には、株主総会日の3週間前の日又は招集通知を発した日のいずれか早い日から総会后3か月

経過する日までの間、電子提供措置をしなければならない（325条の3第1項）。

電子提供措置の対象となる株主総会資料（株主総会参考書類等）は、i 株主総会参考書類、ii 議決権行使書面、iii 計算書類及び事業報告、iv 連結計算書類である。ただし、株主総会の招集通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置をとる必要はない（325条の3第2項）。

なお、有価証券報告書提出会社が、電子提供措置開始日までに電子提供措置事項を記載した有価証券報告書の提出の手続きを EDINET を使用して行う場合には、当該電子提供措置事項に係る情報については、電子提供措置をとる必要はない（325条の3第3項）。

⑥電子提供措置をとる場合の招集通知

電子提供措置をとる場合、株主総会の招集通知には、株主総会の日時・場所に加えて、電子提供措置事項に係る情報を記載するウェブページのアドレス等を記載等しなければならない。

また、電子提供措置をとる場合の招集通知の発送期限は、非公開会社であっても、取締役会設置会社でない会社であっても、2週間前となる（325条の4第1項）。

⑦書面交付請求

電子提供措置を採用する旨の定款の定めがある会社の株主は、書面による株主総会資料の交付を会社に対して請求することができる（325条の5第1項）。インターネットの利用が困難な株主の利益に配慮したものである。

当該請求は、招集通知の発出まで（基準日がある場合には基準日まで）にしなければならない（325条の5第2項）。

書面交付請求の日から1年経過後、会社は、当該株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議がある場合には1か月以上の一定の期間内に異議を述べる旨の催告をすることができる（325条の5第4項）。催告期間内に株主が異議を述べなかった場合には、催告期間経過後において、書面交付請求は効力を失う（325条の5第5項）。

(2) 支店所在地における登記の廃止

支店所在地における登記が廃止される（改正前 930 条～932 条の削除）。

3. 「Vマジック攻略講座」について

(1) 講座の趣旨

- ①丁寧なインプット
- ②幅広い出題に対応
- ③独学力の養成
- ④記述式問題の総合対策

(2) 講座の利用法

★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジック』を読み直す

★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジックを読み直す』

(3) 『森山和正の司法書士Vマジック』における本試験の知識の説明の有無

○ 説明されている

△ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までたどり着けると推測できるもの（ただし、統計上は厳密に×と同じように数えた）

× 説明されていないもの

※学習の便宜のため、民法は第2版のページ数を掲げている

<午前の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	△106	×	×	○64	△41	×
2	×	○78	○80	×75	×74	○
3	○189	○201	○198	○197	○190	○
4	○ I 141	○ I 115	○ I 103	○ I 141	○ I 110	○
5	○ I 120	○ I 115	○ I 118	○ I 123	○ I 117	○
6	○ I 179	○ I 180	○ I 181	○ I 180	○ I 179	○
7	○ I 98、 233	○ I 245	○ I 232	○ I 237	○ II 615	○
8	○ I 270	○ I 271	○ I 272、 261	○ I 268	○ I 270	○
9	○1331	○ I 286	○ I 287	○ I 333	○ I 333	○
10	○ I 366	×	○ I 368	○ I 467	○ I 476	○
11	○ I 402	○ I 403	○ I 446	○ I 402	○ I 467	○
12	○ I 502	×	○ I 519	×	○ I 515	○
13	○ I 409	○ I 420	○ I 411	×	○ I 419	○
14	○ I 455	○ I 452	○ I 448	○ I 457	△ II 90	○
15	×	○ I 603	○ I 607	○ I 608	○ I 609	○
16	○ II 152	○ II 153	○ II 157	○ II 161	○ II 158	○

17	○Ⅱ233	△Ⅱ223	○Ⅱ223	○Ⅱ224	○Ⅱ223	○
18	○Ⅱ321	○Ⅱ321	△Ⅱ321、 Ⅰ318	○Ⅱ322	○Ⅱ322	○
19	○Ⅱ362	○Ⅱ363	○Ⅱ361	○Ⅱ362	○Ⅱ362	○
20	○Ⅱ442	○Ⅱ442	○Ⅱ442	○Ⅱ453	○Ⅱ451	○
21	○Ⅱ496	×	×	○Ⅱ497	○Ⅱ497	○
22	○Ⅱ521	○Ⅱ523	○Ⅱ524	○Ⅱ526	○Ⅱ525	○
23	○Ⅱ634	○Ⅱ636	○Ⅱ639	○Ⅱ637	○Ⅱ634	○
24	△※1	○303	○303	△※1	○302	○
25	○450	○450	○449	○504	△※2	○
26	○486	○474	○481	○492	○484	○
27	○334、344	○350	○332	△347	○330	○
28	○67	○78	○71	○67	○68	○
29	○88	○89	○88	○89	○579	○
30	○145	○147	×	○207	△205	○
31	○175	○233	○173	○184	×	○
32	○301、304	○300	○306	○306	○305	○
33	○388	○385	○386	○549	○379、391	○
34	○534	○432、456	○499	○509	○483	○
35	○578	○574	△238	○576	×	○
	○149肢 △11肢 ×15肢					34問／35問

※1 創作事例のため、テキストには未掲載であるが、P300に記載されている因果関係に関する判例の判断方法から考えることができる。事例としては掲載されていないので、△にしておいた。

※2 P450に構成要件としての実行行為が掲載されており、その行為には当てはまらないことから判断できる。

<午後の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	×	○244	○245	×	○242	×
2	×	×	×	×	×	×
3	○82	△85	○87	○82	○83	○
4	△123	○126	○166	○127	○126	○
5	△253	○254	○259	○262	○260	○
6	×	○415	○416	○430	○423	○
7	○314	○312	○310	○311	○317	○
8	○577	○610、592	○576	○598	○597	○
9	○460	○470	○468	○465	○459	○
10	○479	○541	○486	×	○449	○
11	○506	○504	○512	○501	○516	○
12	○Ⅱ 407	○Ⅰ 311、 Ⅱ 407	○Ⅱ 407	○Ⅱ 406	○Ⅱ 372、 Ⅱ 406	○
13	○Ⅱ 181	△Ⅱ 191	○Ⅱ 14	○Ⅱ 280	○Ⅱ 343	○
14	○Ⅰ 367	○Ⅰ 339	○Ⅰ 362	○Ⅰ 376	○Ⅰ 425	○
15	×	○Ⅰ 400	○Ⅰ 450	○Ⅱ 327	○Ⅱ 409	○
16	○Ⅰ 439	×	×	△Ⅱ 424	○Ⅱ 481	△
17	○Ⅱ 430	○Ⅱ 433	○Ⅱ 432	○Ⅱ 432	○Ⅱ 430	○
18	○Ⅱ 414	○Ⅱ 414	×	○Ⅱ 459	○Ⅱ 427	○
19	△Ⅱ 444	○Ⅰ 319	○Ⅱ 444	○Ⅱ 449 (会 157)	○Ⅱ 450	○
20	○Ⅱ 412	○Ⅱ 181	△Ⅱ 440、 民Ⅱ 495	○Ⅰ 167	○Ⅰ 176	○
21	○Ⅰ 149	○Ⅰ 214	○Ⅰ 161	○Ⅰ 148	○Ⅰ 135	○
22	○Ⅱ 177	○Ⅱ 157	○Ⅱ 177	×	×	○
23	○Ⅱ 143	○Ⅱ 142	○Ⅱ 142	○Ⅱ 143	○Ⅱ 143	○
24	○Ⅱ 112	△民Ⅰ 590	Ⅱ 81	○Ⅱ 92	○Ⅱ 84	○

25	△Ⅱ263	○Ⅱ228	○Ⅰ445	○Ⅱ264	○Ⅱ220、 Ⅱ18	○
26	△Ⅰ32	○Ⅱ267	○Ⅱ269	○Ⅱ268	○Ⅱ359	○
27	○Ⅱ159	○Ⅱ462	○Ⅱ290	○Ⅱ230	×	○
28	△415	○406	○412	○414	○415、会 331	○
29	○102	○173	○74、会 93	○61	○107	○
30	○361	○346	○400	○367	○385	○
31	×	△424、45	○44	○55	○480	○
32	○600、会 506	○605	○596	○564、会 481	○587	○
33	○470	○会 367	○466	△467	○474	○
34	○610	○610、会 531	○610	○617	○607	○
35	○518	○532	○517	○520	×	○
	○144肢 △13肢 ×18肢					32問／35 問

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU22815